

倉敷市教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、倉敷市立図書館雑誌カバー広告に係る雑誌の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛け、乙の広告をカバーに掲載することができる。ただし、乙は広告の内容等については事前に甲に協議する。

3 乙は、倉敷市立図書館雑誌カバー広告取扱要綱を遵守するものとし、提供雑誌の代金については、乙が納入業者に直接支払うものとする。

4 甲は、雑誌カバーを図書館内で閲覧用に利用者に供するものとする。

（雑誌カバーの使用期間）

第2条 乙が甲に対して提供する期間は、原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（納品及び納期）

第3条 乙は、甲の指定する場所及び期日に、乙の責任において、納品するものとする。

（広告の掲載内容）

第4条 乙は広告案の作成にあたり、倉敷市広告事業実施要綱、倉敷市広告掲載基準及び関連規程を遵守するものとする。

（雑誌カバーの作成及び運用等）

第5条 乙は、広告内容、紙質等について事前に甲と協議し、甲の承認を受けた後に広告を作成しなければならない

2 前項の協議により、広告内容、紙質等の修正を求めた場合、乙はこれに従うものとする。

3 乙は、広告内容について、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

4 乙は、広告内容等に問題が生じた場合は、速やかに、代替する広告を提供するものとする。なお、これにかかる費用は乙の負担とする。

5 使用期間内に、広告内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項を通知し、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（使用の一時中止）

第6条 甲は、雑誌カバーの使用が、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当する場合、この協定を解除することができる。

- (1) 協定の締結又は履行に関して、不正な行為があったとき。
- (2) 指定期日までに提供の見込みがないとき。
- (3) 第5条第2項に定める甲の修正要求に対し、乙が応じないとき。

2 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に関して疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市教育委員会
教育長 井上正義

乙